

令和7年度広島県移動支援研修会

総合事業を活用した移動支援に係る
制度等について

政策研究事業本部 社会政策部長
上席主任研究員 鈴木俊之

I. なぜ、介護保険で移動支援を行うのか？

こんなこと、ありませんか？ ～自分らしい生活の実現と移動手段の必要性～

身体・認知機能の低下により、自家用車が運転できなくなる、
家族から運転しないように言われる。(夫が運転できなくなり、妻も外出が困難に。)



趣味のための外出だけでなく、買い物や通院なども困難に。
家に閉じこもりがちになり、身体・認知機能がさらに低下。

ここで何か
できませんか？



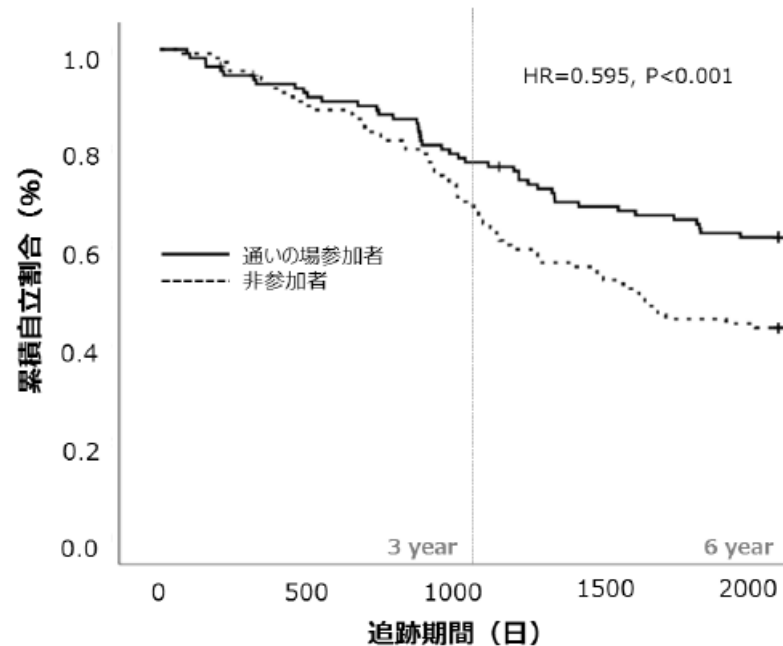
要支援・要介護認定を申請し、
「送迎により」デイサービスへ通うように。



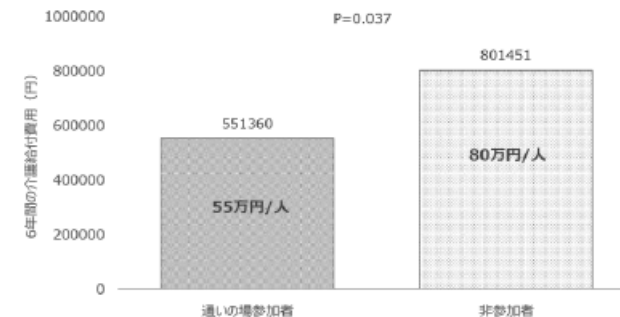
- ・ 要支援・要介護認定の前に、「閉じこもりがち」になることを防げなかったのか？
- ・ 送迎の整ったデイサービス以外に、お出かけの選択肢はないのか？
- ・ 通いの場や通所型サービスは、「場」があるだけで利用できるのか？

通いの場（会食・喫茶・趣味）の効果

- 京都府伊根町での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- 分析対象者の中で、通いの場（会食・喫茶・趣味）への参加していた高齢者は113名（78.7±5.3歳）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群113名（78.7歳）を抽出。
- 通いの場は週に1回程度の頻度で開催。ベースライン調査年度に1回以上通いの場へ参加された方を参加者と定義。
- アウトカムは追跡期間（6年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（6年）。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



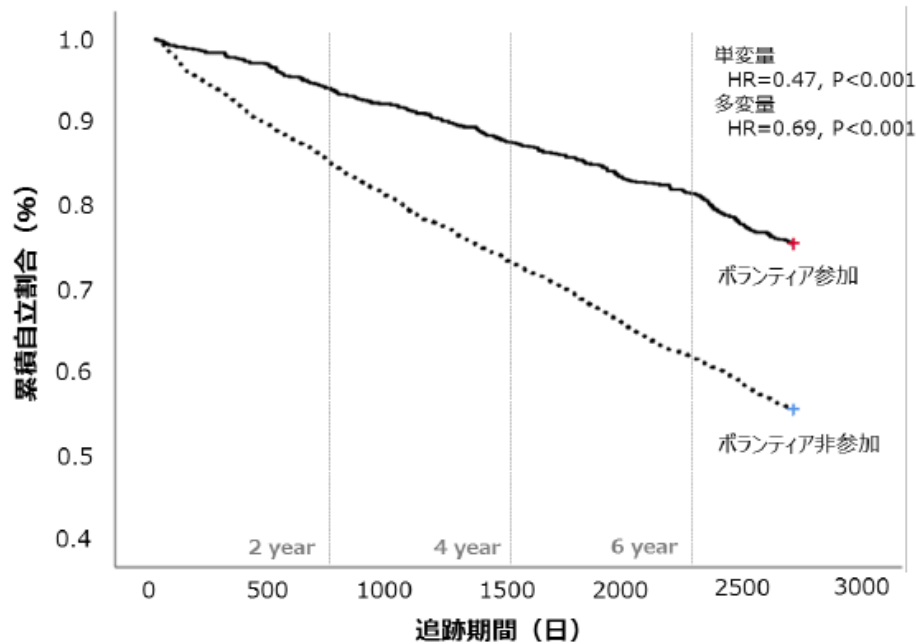
上図：通いの場の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- 3年経過時点では参加者と非参加者の自立割合に差は認められないが、その後緩やかに効果が出現し、6年経過時点では2群間で有意な差が認められた。
- 介護給付費用の比較でも通いの場参加群で有意に抑制されており、介護予防・社会保障抑制効果があったといえる。

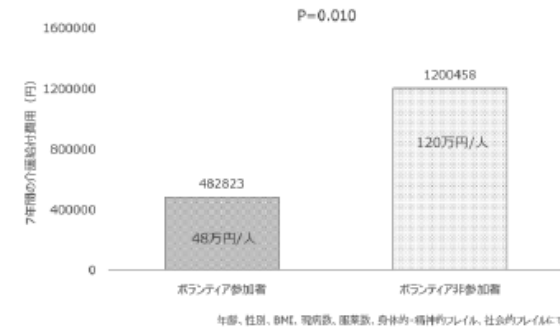
(出典) 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

ボランティアの効果

- ・ 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- ・ 分析対象者の中で、ボランティアへの参加（自己申告）していた高齢者は965名（72.3±5.3歳）であり、非参加者は5623名（75.6±6.7歳）
- ・ アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- ・ 単変量解析と年齢、性別、BMI、現病数、服薬数、身体的・精神的フレイル、社会的フレイルにて調整した多変量解析にて検討。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



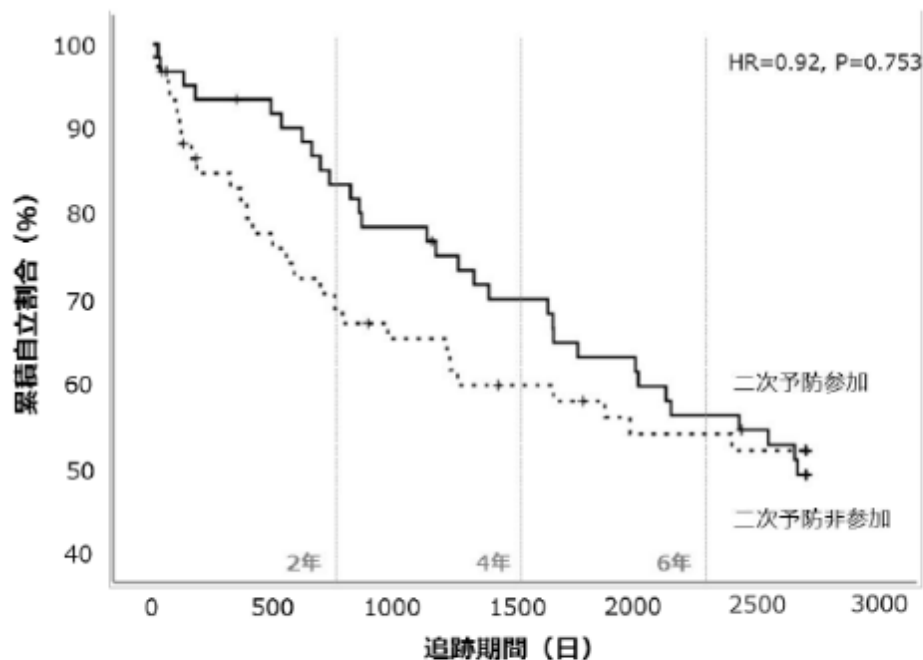
上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- ・ ボランティア参加者は非参加者と比較して自立割合が高く、介護給付費用も抑制できていた。
- ・ ただし、ボランティアは自己申告であり、頻度や種類などについては把握できていない。

（出典）一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会（第3回）（令和元年7月19日）資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
（国立長寿医療研究センター 荒井秀典、筑波大学人間系 山田実）

ハイリスク介入の効果

- ・ 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- ・ 分析対象者の中で、二次予防事業（運動指導が中心）への参加していた高齢者は61名（76.3±5.5歳、女性率59.0%）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群61名を抽出。
- ・ アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- ・ 介護給付費用については、追跡期間中の総額。対象者個々で認定を受けた期間は異なるが（0年から7年まで様々）、それぞれの期間内の総額として分析。



図：要支援・要介護認定の抑制効果

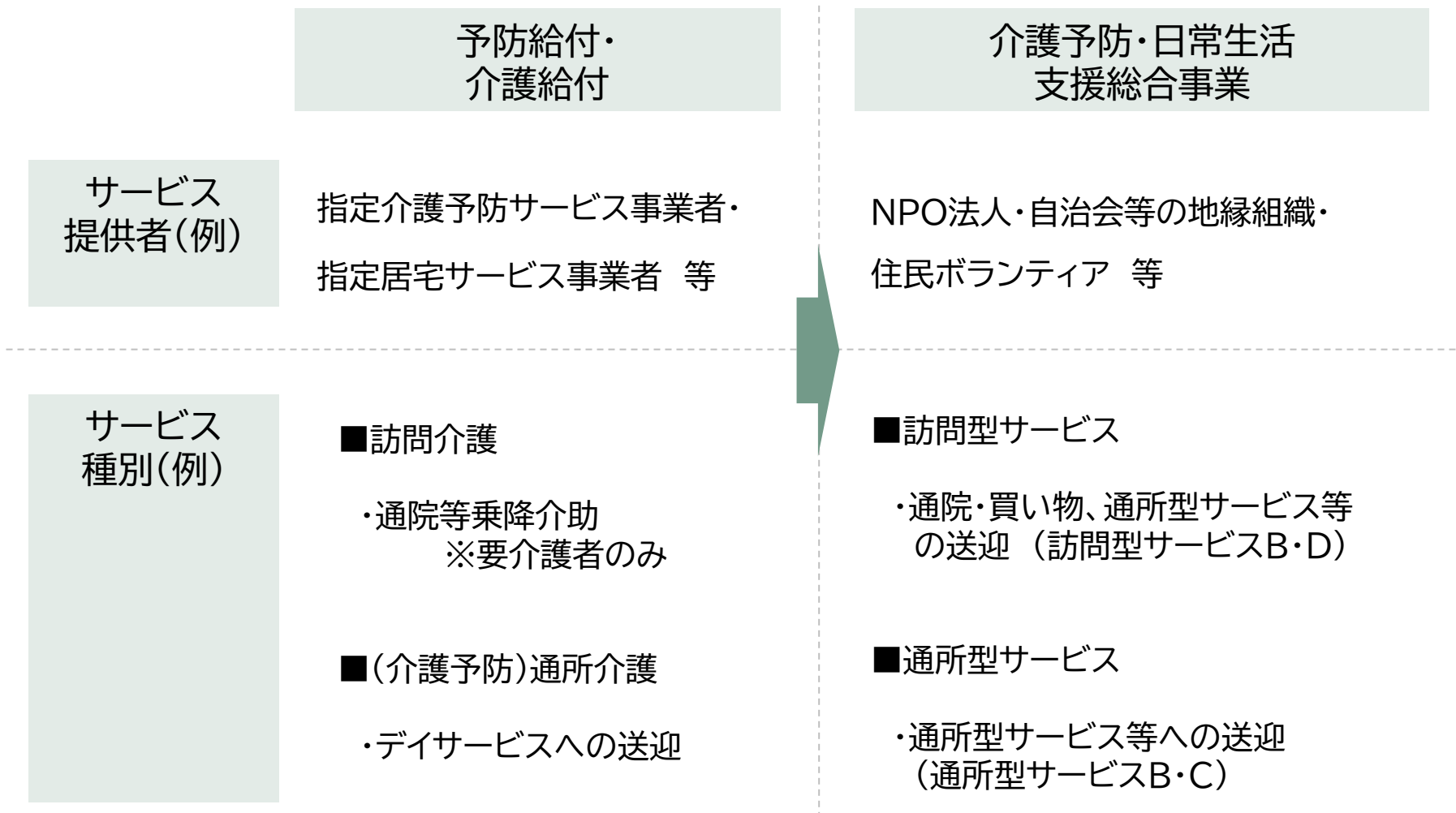


上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- ・ 介護予防事業参加後、2年経過時点では参加者、非参加者で自立割合に差が認められるが、6年経過時点では完全に差はなくなっていた。つまり、ハイリスク介入は比較的短期間では効果は認められるが、長期的な要支援・介護認定抑制効果は認められにくいといえる。
- ・ また、介護給付費用についても両群間で差は認められず、長期的には介護給付費用の抑制効果も認められなかった。

(出典) 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

総合事業により、多様な主体が行う移動支援・送迎の取組支援が可能に



高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

○法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、当該調査・分析・評価事務については、一般介護予防事業評価事業として実施することが可能。

○具体的な評価のあり方については、今後、検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理で示された4つの視点を踏まえ、見直しを行う。

総合事業の評価指標の見直しに当たっては、・高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況・高齢者の地域生活の選択肢の拡大・地域の産業の活性化（地域づくり）・総合事業と介護サービスとを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込むことが必要であると考えられる。

評価のための前提となる考え方

高齢者の視点

- 高齢者の地域での生活や選択（活動）がどのように変化したか
- 高齢者にかかわる活動に地域の多様な主体がどのように関与しているか

保険者の視点

人材の視点

- 地域住民などの多様な主体による参画が進み、そこに医療・介護の専門職がゆるやかに関わっているか。

財政の視点

- あらかじめ決められた予算（上限額や介護保険事業計画等）の範囲内で実現できているか

総合事業の充実に向けた評価指標の例

3つのアプローチ

1 高齢者の選択肢の拡大

▶生活支援コーディネーターや協議体等による取組実績

アウトプット

- 多様なサービス・活動の種類・数

アウトカム

- 従前相当サービスが位置づけられたプランの割合

最終アウトカム

- 調整済み軽度認定率
- 初回認定者の平均年齢
- 在宅継続数・率

2 ポピュレーション・アプローチ

▶出前講座・説明会等の開催数
▶通いの場の箇所数
▶体力測定会の開催数
▶広報活動の回数

- 多様なサービス・活動の参加者数等
- 出前講座・説明会等に出席した住民の数
- 通いの場の参加者数

- 多様なサービス・活動に対する継続参加率
- 社会参加率
- 通いの場の75歳以上高齢者の年代別参加率・継続参加率

3 ハイリスク・アプローチ

▶孤独・孤立等の状態にある高齢者へのアウトリーチ支援の実績等
▶サービス・活動Cなど専門職による支援を想定するサービス・活動の開催回数・参加者数等

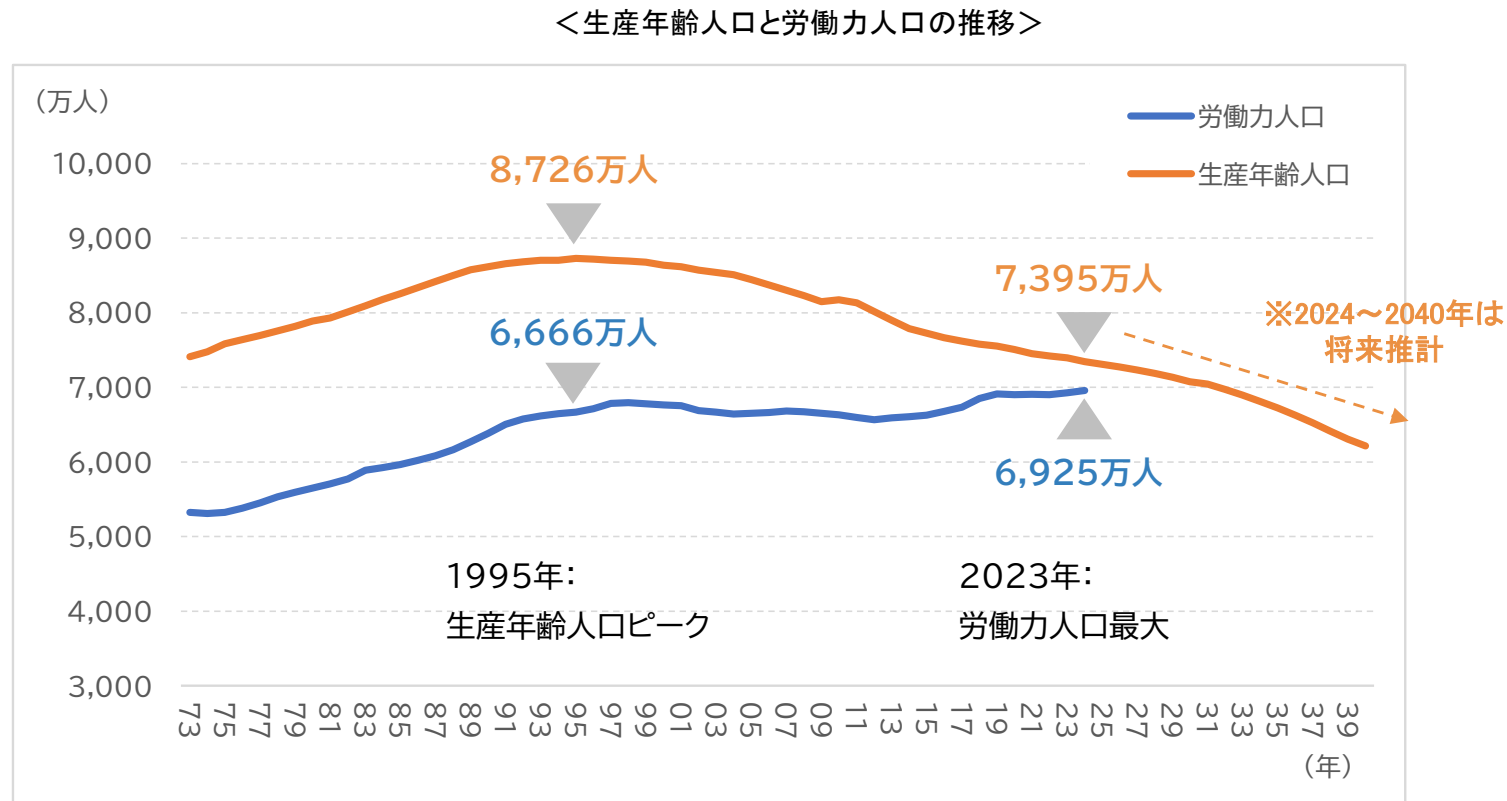
- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の参加者数
- 想定対象者に占める実際の参加者数
- 参加者の参加前後の生活状況等の変化

- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の継続参加率
- 社会参加率
- 参加者の一定期間後の生活状況等

Ⅱ. ニーズに応じたサービス・活動の創出と、その選択を 可能とするための移動支援

近年は、生産年齢人口は大幅減も、労働力人口は増加傾向であった

- 生産年齢人口は、1995年(8,726万人)をピークに減少しており、2023年には7,395万人となった(95年比で▲15.3%)。
- 一方で、労働力人口は2023年が最大(6,925万人)となっており、中長期的には増加傾向にある。

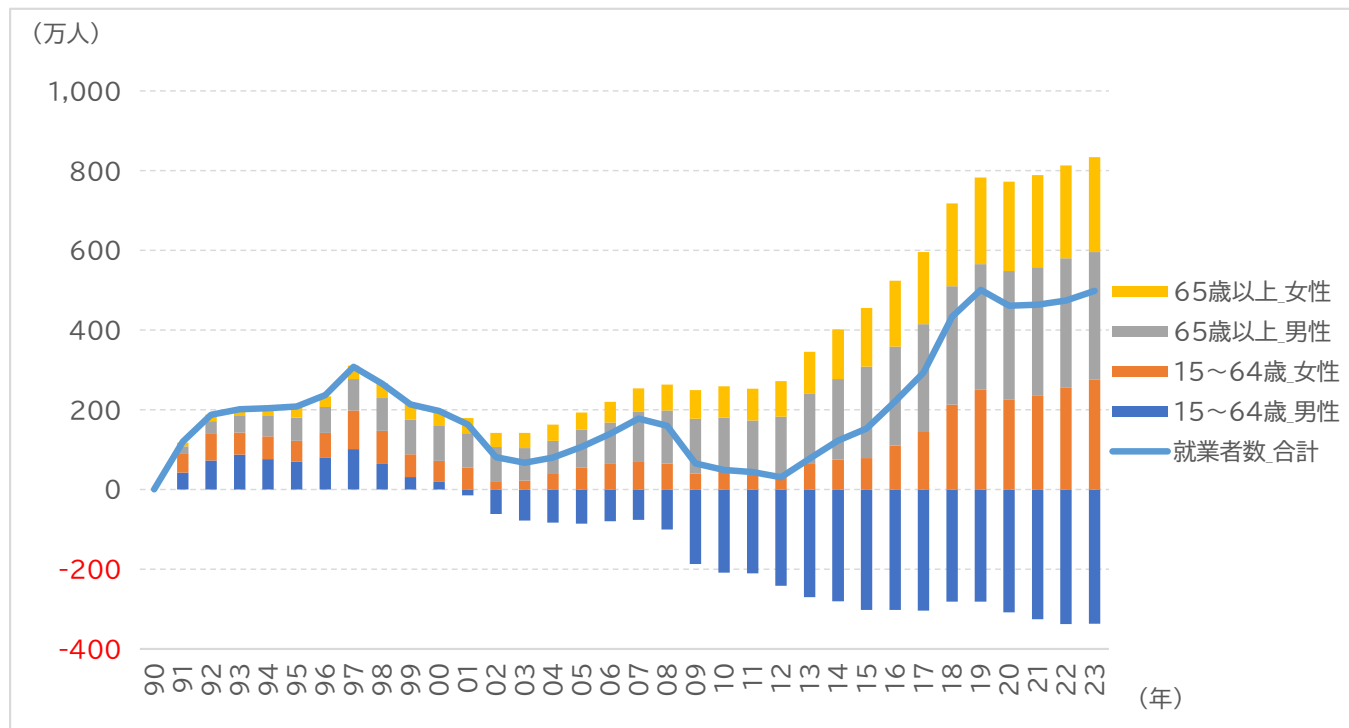


(出典) 人口減少社会に対応した福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する調査研究事業
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

就業者数の増加は、働く女性と高齢者の増加により支えられてきた

- 1990年を基準に就業者数の増減をみると、就業者数(合計)は2023年には約498万人増加している。
- 一方で、15～64歳の男性の就業者数は約▲337万人となっており、就業者数の増加は15～64歳の女性(276万人増)と高齢者(558万人増)の増加によって支えられてきたことが分かる。

＜1990年を基準とした、性別・年齢別の就業者数の増減＞



(出典)人口減少社会に対応した福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する調査研究事業
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

これまで、労働力人口の減少幅は、生産年齢人口の減少幅と比較して大幅に小さかった

<1990年を基準(100)とした、労働力人口と生産年齢人口の変化>

■労働力人口

	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1990	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1995	105.2	100.6	107.0	102.8	103.3	104.4	105.3	102.8	100.0	103.5
2000	107.0	102.6	109.0	106.1	103.0	106.7	105.1	102.0	100.5	106.5
2005	104.1	98.8	110.2	102.5	99.7	104.5	101.8	98.8	95.4	106.2
2010	101.5	94.2	115.4	100.0	95.7	103.5	100.9	96.0	91.2	104.6
2015	98.1	92.1	117.7	98.3	94.0	102.8	101.2	94.0	88.9	104.6
2020	100.7	92.9	126.6	99.8	94.7	107.2	106.3	96.3	88.0	107.9

■生産年齢人口

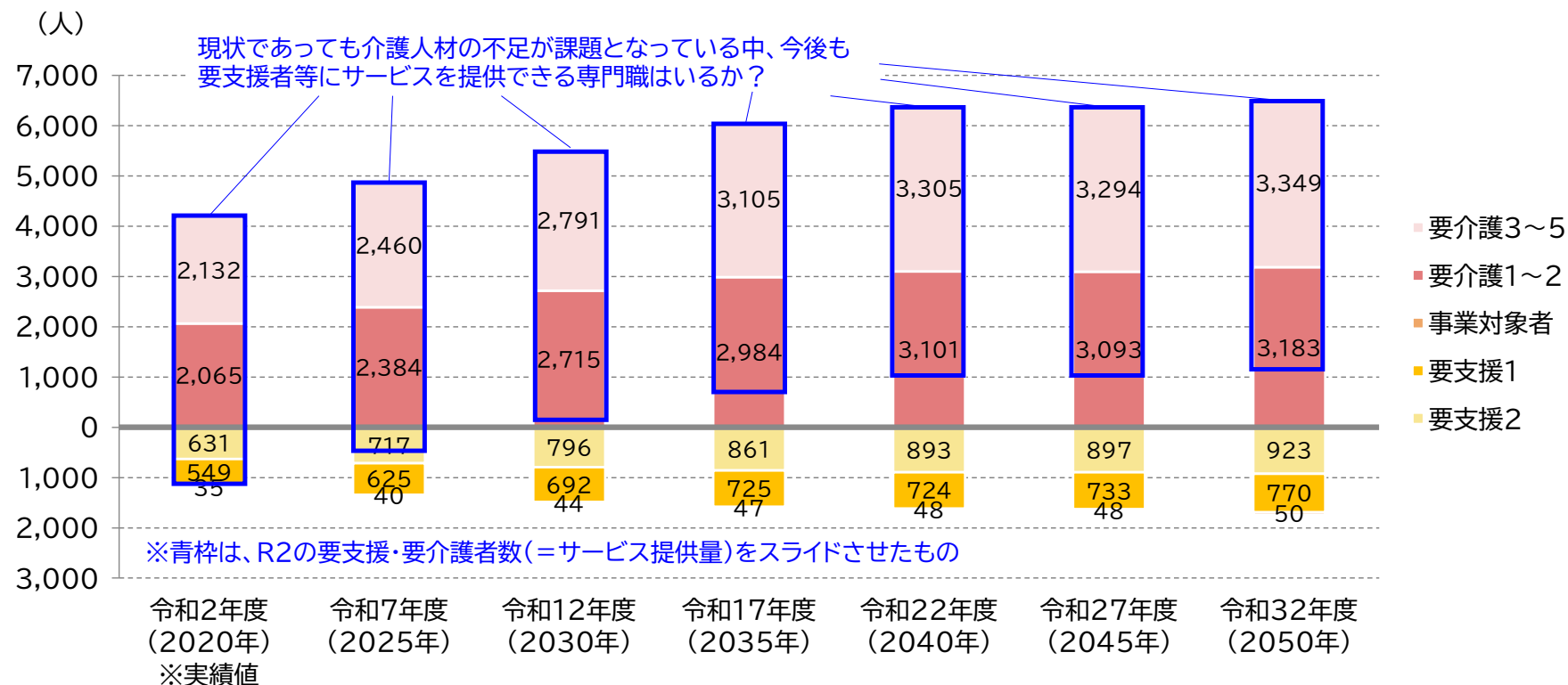
	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1990	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1995	100.5	99.8	102.9	102.5	100.0	102.1	101.2	99.6	98.4	100.9
2000	97.7	97.6	103.2	101.9	97.4	101.2	99.8	96.9	95.7	99.8
2005	94.2	93.4	102.2	99.4	93.9	99.8	96.0	93.7	91.9	97.4
2010	88.7	88.0	101.2	94.7	89.2	96.1	91.5	88.6	85.8	94.0
2015	81.3	80.5	97.6	88.0	82.4	90.9	85.8	82.3	77.8	88.3
2020	75.1	73.7	97.0	82.3	76.6	87.2	81.9	77.1	71.1	82.2

(出典)人口減少社会に対応した福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する調査研究事業
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

今後も、従前相当サービスを維持することは可能か？

<要介護認定者数の推移(例)>

【推計値】要介護認定者数



(出典)介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実にに向けた調査研究事業
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

ニーズに応じたサービス・活動の創出と、その選択を可能とするための移動支援

<大阪府大東市>

有料老人ホームやデイサービスの浴室を活用した、送迎付き入浴サービス

- 大東市では、通所型サービスBとして、「お風呂で元気事業」を実施している。有料老人ホームやデイサービスが場所を提供し、住民主体で「大東元気でまっせ体操」とバリアフリー浴槽での「入浴」をセットで行うサービスとして設計されている。
- 利用料は1回100円(体操のみの参加は無料)であり、入浴のみの利用はできない。
- 対象者は入浴介助が不要な人で、ボランティアが見守りながら一緒に入浴する。「大東元気でまっせ体操」の参加者よりも虚弱な人が多く(要介護2までは参加実績あり)、訪問Dの移送サービスを利用して参加する人が多い。
- 介護施設の浴場であるため、緊急時の通報ボタンが設置してあり、何かあったら施設職員に助けを求めることも可能である(ただし、基本的には施設職員の関与はない)。
- 原則としてデイサービスなどが終了した、夕方16時前後以降に実施されている。施設等にとっては、地域住民が施設内の空間を利用することにより、地域住民との交流が生まれ、施設のイメージアップにつながることも期待される。
- この事業によって、自宅で1人での入浴は難しいが、バリアフリー浴槽で見守りがあれば入浴可能な利用者が、介護サービス等を利用せずに入浴することができている。

(出典) 第9期介護保険事業計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の充実・活性化に向けた方策に関する調査研究事業
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

訪問型サービス・活動Dは、「地域の人材や社会資源の活用を図るもの」

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について(令和7年7月17日)

旧

- d 有償・無償のボランティア活動などの地域住民の主体的な活動を行う団体及び当該活動を支援する団体より提供される、住民主体によるサービス・活動のうち、移動支援や移送前後の生活支援のみを行うサービス・活動(訪問型サービス・活動D)
- ・ サービス・活動事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援であり、内容としては通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援及び通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎が想定される。

新

- d 有償・無償のボランティア活動などの地域住民の主体的な活動を行う団体及び当該活動を支援する団体より提供される、住民主体によるサービス・活動のうち、移動支援や移送前後の生活支援のみを行うサービス・活動(訪問型サービス・活動D)
- ・ 地域の人材や社会資源の活用を図るものであり、内容としては通院や買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援及び通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎等が想定される。

住民主体のサービス・活動の推進 (サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

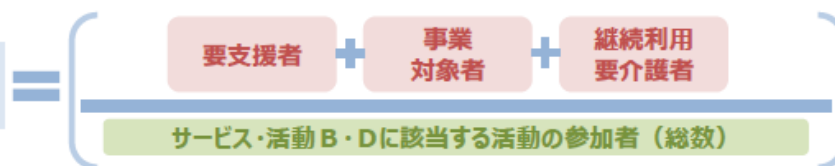
補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

対象者
数割合



- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を(定額)補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様) **対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。
※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

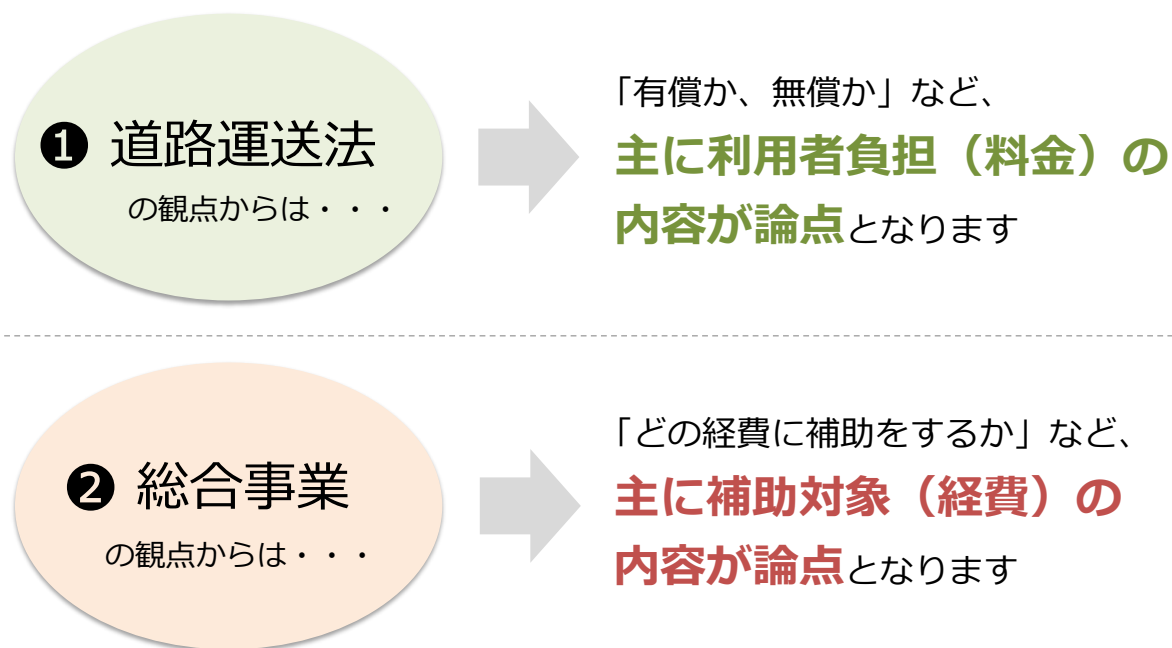
*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握(団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能)すること

Ⅲ. 総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

■「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

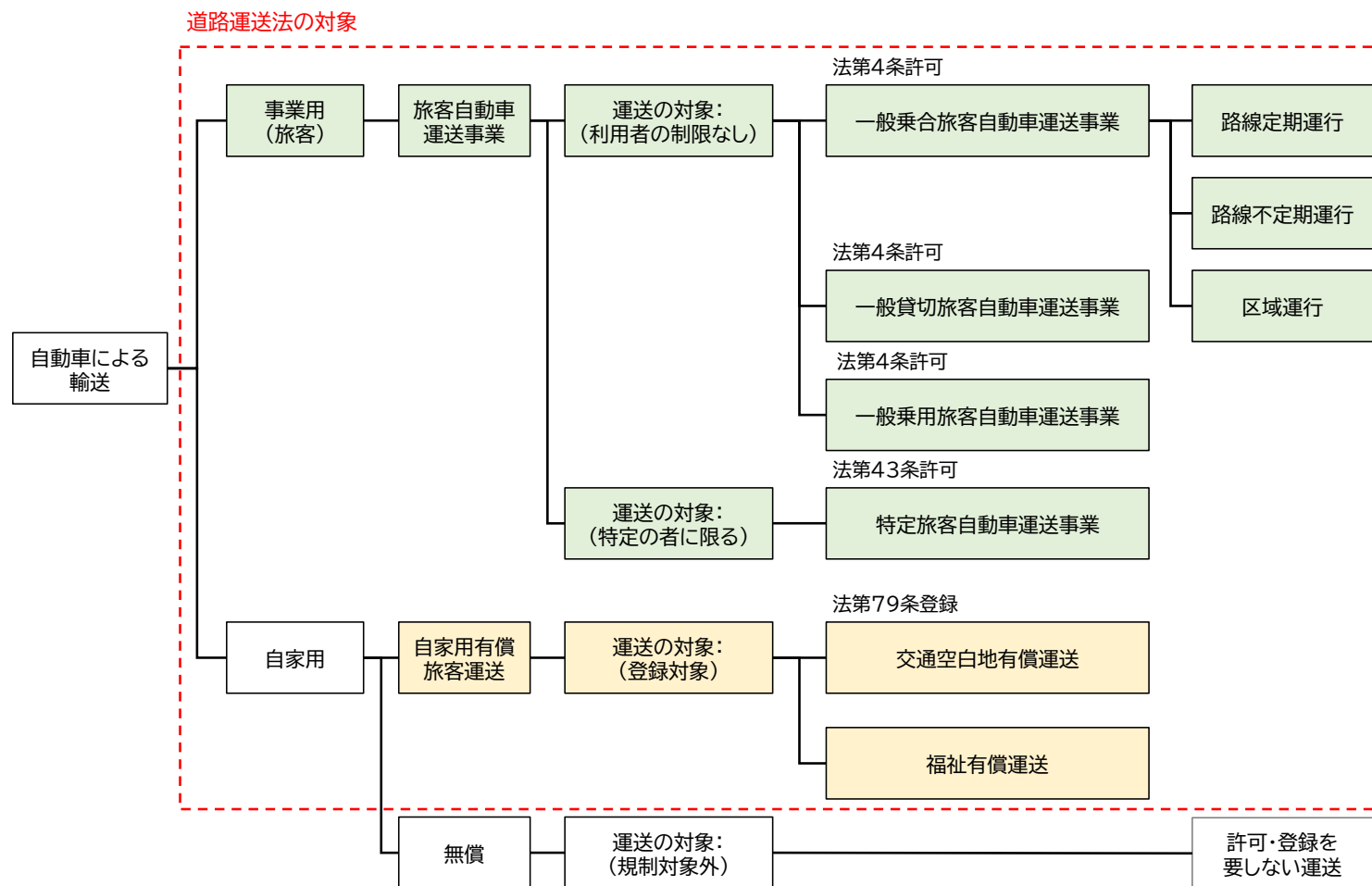
図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」，
令和元 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



① ガソリン代等実費

- ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。
- なお、この時の保険料とは、「①ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「②レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。
- 重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。
- したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。
- 一方で、例えばボランティアが保有するマイカーを使ってボランティア送迎を行う場合には、車両償却費や車検料、保険料(自賠責保険・任意保険)等の車両維持費は、利用者から受け取っても良い「ガソリン代等実費」には含まれません。

② 任意の謝礼

- 運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。
- ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえず、任意の謝礼とはみなされません。
- また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

③ 施設等の送迎(デイサービスや通いの場など)

- 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取ることは問題ありません。
- また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。
- また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送

- ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。
- 1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。
- 一律の料金体系とは、例えば1回あたり●●円や1時間あたり▲▲円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。
- 2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。
- この場合は、「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」が有料であったとしても、車両を使用した送迎部分に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。
- また、これら2つのタイプにおいて、「①ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。
- ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。

⑤ 国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

- 運送主体が「利用者以外から収受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。
- 例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。
- 運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。
- なお、「①ガソリン代等実費」に該当する費用が、国・地方公共団体から補助されている場合は、仮に「①ガソリン代等実費」の範囲であったとしても、補助金を受け取っている費用と重複した費用を利用者から受け取ることは不適切といえます。
- また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。
- なお、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、運送主体は国・地方公共団体となるため、「第三者からの給付」には該当しません(委託の場合は、例えば「⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬」などを参照)。
- 国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

(補足)訪問型サービス・活動D(移動支援)における、補助・助成の対象経費

- 補助・助成の対象経費については、省令に掲げる制度の趣旨・目的を踏まえ、活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費(賃金等)、利用者に対し支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)等の活動に係る間接経費の範囲内で市町村の裁量により定めるものとし、直接経費を対象とすることはできない(利用者に対し支援を行う者の人件費(賃金等)は対象とならないが、利用調整等を行う者に対する人件費に補助・助成をしている場合において、当該者が利用者に対し支援することを妨げるものではない。)

地域支援事業実施要綱(P.8)(令和7年7月17日改正)

- 訪問型サービス・活動D(移動支援)における対象経費は、前述の補助・助成の方式の対象経費と同様であり、利用者に対して直接支援を行う者の人件費(賃金等)といった直接経費は対象とならず、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)やサービスの利用調整を行う者の人件費、サービス・活動の実施に必要な保険料(自動車保険料やボランティア活動に係る保険料)、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両の維持費や購入費、家賃、通信費等に対する補助等の間接経費の範囲内において、費用の効率性の観点から市町村において判断するものである。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(P.91)(令和7年7月17日改正)

➡「許可・登録を要しない運送」としては、国・地方公共団体から人件費を含めて補助することに問題はないが、総合事業の補助・助成については、利用者に対して直接支援を行う者の人件費は対象にならない。

⑥ 自治会等の会費

- 市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・まちづくり協議会・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体等が、会の運営経費全般に充てることを目的に受け取る会費については、その一部が送迎に係る経費に使用されたとしても問題ありません。
- 会費で車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための運転手に対して報酬を支払うことも可能です。
- また、会員間の公平性を図る観点から、運送サービスの利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で会費に差を設けても問題ありません。
- ただし、「⑤国・地方公共団体からの補助金など」とは異なり、運送に要する費用は、第三者からの給付ではなく、運送サービスの利用者を含む会員から会費として徴収するものであることから、運送サービスを提供する団体等が「実質的に運送サービスのみを提供する団体等であるとみ見なされる場合」は、許可・登録が必要になります。
- ただし、その場合においても、「①ガソリン代等実費」の範囲での会費の徴収であれば、許可・登録は不要です。

⑦ NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

- NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手(職員、登録ボランティア等)が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。
- また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。
- NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。
- なお、仮に「①ガソリン代等実費」を超える額をNPO法人等が運転手に支払うとすれば、それはこの運送が「⑤国・地方公共団体からの補助金など」などを受けて実施されている場合や、当該NPO法人等が運送以外の活動で収益を得ている場合などが想定されます。

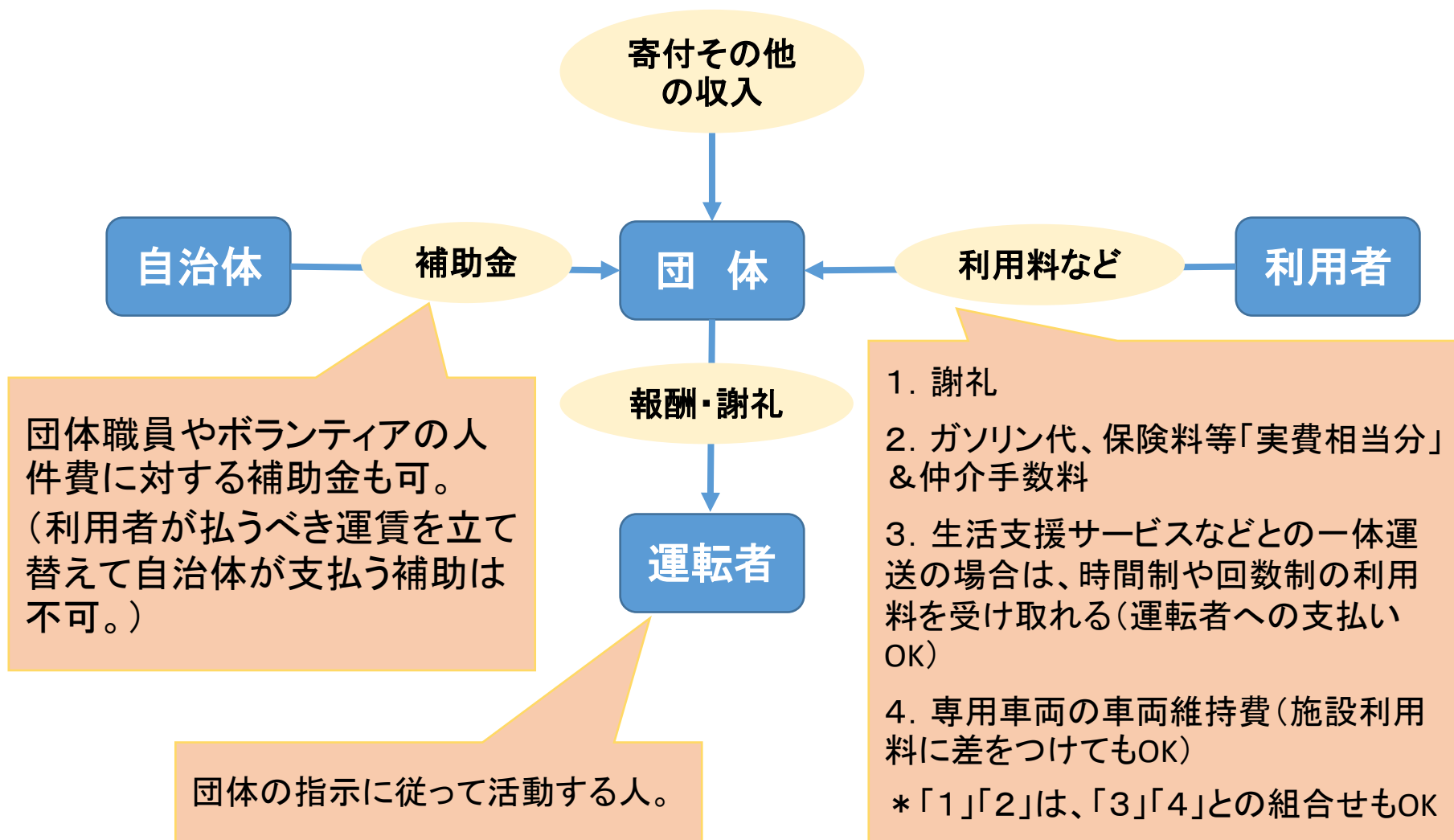
⑧ 仲介手数料

- 利用者と運転手の仲介を行う者は、運送サービスの仲介を依頼した者(利用者及び運転手)から仲介手数料を受け取ることが可能です。
- また、仲介者が「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を代行受領し、運転手に支払うことは問題ありませんが、仲介者が受け取った仲介手数料と合わせて、「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を超える範囲で、運転手に還流することはできません。

⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬

- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転手に対して報酬が支払われたとしても、それは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価ではないため、許可・登録は不要です。
- ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によっては、自動車運行代行業、人材派遣業等とみなされる場合があるため注意が必要です。
- また、運転手の所有する自動車ではないため、事故の際のトラブルなどに注意することも必要です。
- なお、車両提供者が運転役務提供者に運転をさせて、第三者である利用者の運送を行う場合は、車両提供者が自己の負担で運転役務提供者に報酬を支払うことは可能ですが、車両提供者が利用者から収受可能な金銭は「①ガソリン代等実費」の範囲になります。
- 例えば、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、地方公共団体が所有、もしくはリースした車両をボランティア団体等に貸し出し、その運転役務の提供をボランティア団体に委託し、報酬等を支払うことになります。

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



総合事業で補助できる経費について

	訪問型 サービス・活動D		通所型 サービス・活動B	訪問型 サービス・活動B	一般介護予防事業 (補助の場合)
	通院・買い物等の 移動支援や移送 前後の生活支援	通所型サービス・活動等 の運営主体と別の主体 による送迎	通所型サービス・活動等 の運営主体と同一の 主体による送迎	生活援助等と 一体的に提供される 送迎	通院・買い物等を する場合における、 一般介護予防事 業による送迎
	類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
利用者に対して支援を行う者の 人件費 ※1	×	×	×	×	×
ボランティア活動に対する 奨励金 ※2	○	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行料 ・駐車場料金等	○	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ※3	○	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ※4	○	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○	○
コーディネーターの人件費	○	○	○	○	○
家賃・通信費	○	○	○	○	○

※1 直接送迎を行う職員の賃金等を想定

※2 利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を想定

※3 「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の
自動車事故を対象とした自動車保険」を想定

※4 自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定

(出典) [高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット\(2025年3月\)\(国土交通省\)P.24](#)を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティングが一部改変

■ 総合事業で補助できる経費について（※過去に使用していたスライド）

行先による制約などはなくなっています。

		類型① 通院等をする 場合における 送迎前後の 付き添い支援	類型② 通所型サービ ス・通いの場 の運営主体と 別の主体によ る送迎	類型③ 通所型サービ ス・通いの場 の運営主体と 同一の主体に よる送迎	類型④ 生活援助等と 一体的に提供 される送迎	類型⑤ 通院・買い物 等をする場合 における、一 般介護予防 事業による送 迎
直接 経費	奨励金 ¹	○ ²	○ ³	○	○	×
	ガソリン代等実費	×	○	○	○	○
	自動車保険 ⁴ の保険料	×	○	○	○	○
	活動用の保険 ⁵ の保険料	○	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○	○
間接 経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○

- 1 地域支援事業実施要綱(P.10)『補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、…(中略)…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能である。』
- 2 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。
- 3 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。
- 4 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
- 5 ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

【訪問型サービス・活動D】

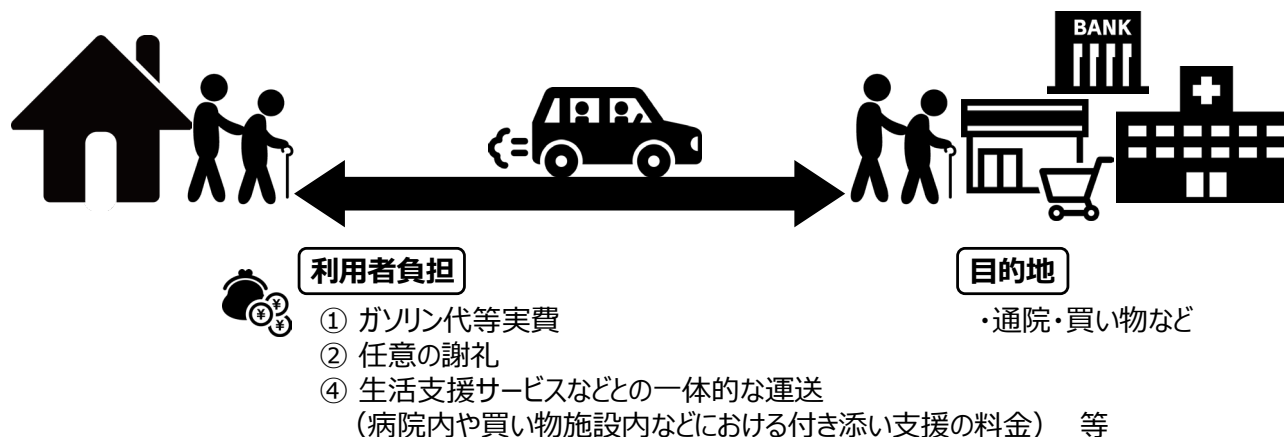
類型①：通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援

【特徴】

- 移動支援や送迎前後の生活支援を行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まり、医療機関への通院のほか、買い物等を支援することも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」や「任意の謝礼」は、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



※ 利用者負担については、スライド19～21を参照

【訪問型サービス・活動D】

類型②：通所型サービス・活動等の運営主体と別の主体による送迎

【特徴】

- 通所型サービス・活動等の送迎を、「通所型サービス・活動等の運営主体と別の主体」が行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービス・活動ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」や「任意の謝礼」は、受け取ることが可能です。



※ 利用者負担については、スライド19～21を参照

【通所型サービス・活動B】

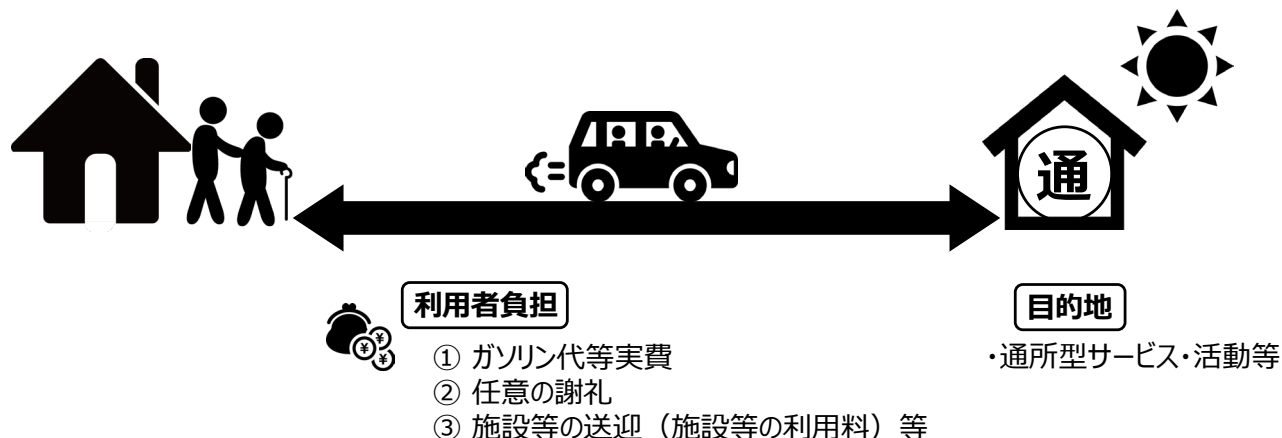
類型③：通所型サービス・活動等の運営主体と同一の主体による送迎

【特徴】

- 通所型サービス・活動等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービス・活動ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 通所型サービス・活動等の利用者からは、通所型サービス・活動等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通所型サービス・活動等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることとなりますが、問題ありません。



※ 利用者負担については、スライド19～21を参照

【訪問型サービス・活動B】

類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎

【特徴】

- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

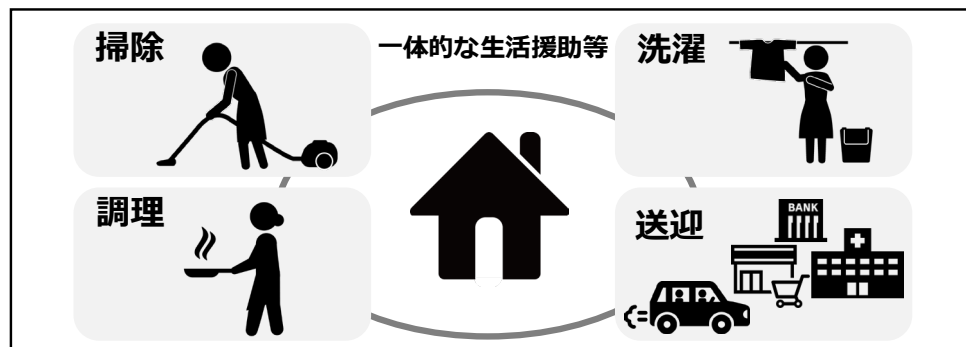
【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることも可能です。その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



利用者負担

- ① ガソリン代等実費
- ② 任意の謝礼
- ④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送
(他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合の料金) 等



※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

【一般介護予防事業】

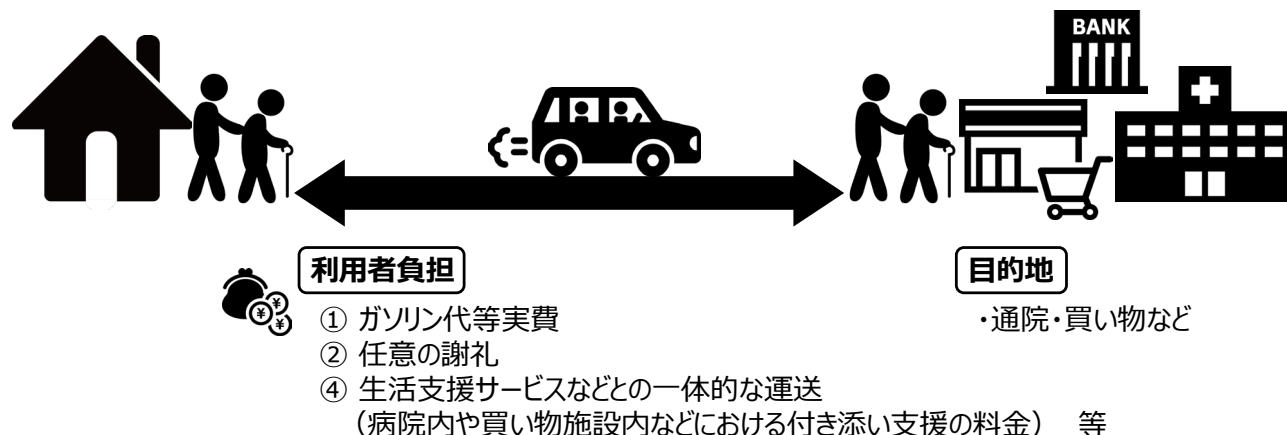
類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎

【特徴】

- 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）であり、65歳以上の高齢者が担い手（運転者や添乗者、参加者等）として行う取組を支援するものです。
- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。
- 対象者は要支援者等に限定されません。

【利用者負担（道路運送法上）】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」や「任意の謝礼」は、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



※ 利用者負担については、スライド19～21を参照